

報道関係者各位

令和7年11月25日

こども誰でも通園制度事業者向け説明会の実施について

令和8年度から、新たな給付制度として始まるこども誰でも通園制度の事業の実施を考えておられる事業者向けの説明会を下記のとおり実施します。

記

1. 日時
令和8年1月14日（水）15時～
2. 場所
舞鶴市中総合会館ホール
3. 対象
舞鶴市内で事業を実施しようと考えておられる方
4. 主な内容
こども誰でも通園制度の実施に必要な設備や運営の基準
現在公立園で実施している試行事業の受入状況 等
5. 参加方法
令和7年12月19日（金）までに市HP掲載のQRコードより申し込み

※こども誰でも通園制度とは
児童福祉法に規定される乳児等通園支援事業。
対象は、生後6か月から満3歳未満で、保育所・幼稚園・認定こども園に在籍していないこども。
保護者の就労要件等を問わず、月一定時間（10時間を予定）まで利用可能な制度。



SDGs未来都市

舞鶴市 乳幼児教育推進課
課長：井上（内線：2471）、係長：松本（内線：2474）
〒625-8555 舞鶴市字北吸1044
[TEL:0773-66-1009](tel:0773-66-1009)、[FAX：0773-62-9897](tel:0773-62-9897)
E-mail:youho@city.maizuru.lg.jp